### 議案第 98 号

### 督促手数料等条例等の一部を改正する条例

令和 2 年 1 2月 3 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

# 提案理由

地方税法の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)が令和2年3月31日に公布され、特例基準割合の名称等が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

#### 督促手数料等条例等の一部を改正する条例

(督促手数料等条例の一部改正)

第1条 督促手数料等条例(昭和40年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(国民健康保険条例の一部改正)

第2条 国民健康保険条例(昭和58年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合 (」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以 下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」 を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(介護保険条例の一部改正)

第3条 介護保険条例(平成12年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第7条中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(後期高齢者医療条例の一部改正)

第4条 後期高齢者医療条例(平成20年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の各条例の規定中延滞金に関する規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

## 督促手数料等条例(昭和40年条例第20号)新旧対照表

(督促手数料等条例等の一部を改正する条例第1条による一部改正)

改正案	現行
附則	附則
1・2 (略)	1・2 (略)
(延滞金の割合の特例)	(延滞金の割合の特例)
3 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの	3 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの
割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各	割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各
年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32	年の <u>特例基準割合(当該年の前年に</u> 租税特別措置法(昭和32
年法律第26号)第93条第2項 <u>に規定する平均貸付割合をいう。)</u> に	年法律第26号) 第93条第2項 <u>の規定により告示された割合</u> に
年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において	年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において
同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_	同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u>(以</u>
中においては、	下この項において「特例基準割合適用年」という。) 中においては、
年14.6パーセントの割合にあっては <u>その年</u> にお	年14.6パーセントの割合にあっては <u>当該特例基準割合適用年</u> にお
ける延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合	ける <u>特例基準割合に</u> 年7.3パーセントの割合を加算した割合
とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該 <u>延滞金特例基準割合</u>	とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該 <u>特例基準割合に</u>
<u>に</u> 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.	一年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.
3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)と	3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)と
する。	する。

## 国民健康保険条例(昭和58年条例第2号)新旧対照表

(督促手数料等条例等の一部を改正する条例第2条による一部改正)

改正案	現行
附則	附則
$1 \sim 6$ (略)	$1 \sim 6$ (略)
(延滞金の割合の特例)	(延滞金の割合の特例)
7 当分の間、第23条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの	7 当分の間、第23条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの
割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各	割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各
年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第	年の特例基準割合(当該年の前年に 租税特別措置法第93条第
2項 <u>に規定する平均貸付割合をいう。)</u> に年1パーセントの割合を	2項の規定により告示された割合 に年1パーセントの割合を
加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセ	加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセ
ントの割合に満たない場合には、その年	ントの割合に満たない場合には、その年 <u>(以下この項において「特</u>
中においては、年14.6パーセントの	<u> 例基準割合適用年」という。)</u> 中においては、年14.6パーセントの
割合にあっては <u>その年</u> における <u>延滞金特例基準</u>	割合にあっては <u>当該特例基準割合適用年</u> における <u>特例基準割合に</u>
割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセン	年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセン
トの割合にあっては当該 <u>延滞金特例基準割合に</u> 年1パーセントの	トの割合にあっては当該 <u>特例基準割合に</u> 年1パーセントの
割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合	割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合
を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。	を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
8~12 (略)	8~12 (略)

#### 介護保険条例(平成12年条例第7号)新旧対照表

(督促手数料等条例等の一部を改正する条例第3条による一部改正)

附則

(延滞金の割合の特例)

第7条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中におい

ては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した

割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該<u>延滞金特例基準</u> 割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が 年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割 合)とする。 附則

合)とする。

(延滞金の割合の特例)

第7条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に 年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に 割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割

#### 後期高齢者医療条例(平成20年条例第1号)新旧対照表

(督促手数料等条例等の一部を改正する条例第4条による一部改正)

附則

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中におい

ては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附則

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に 年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。